

令和7年度 第1回尼崎市青少年協議会 議事要旨

開催日時	令和7年10月14日（火） 午後5時～午後6時35分
開催場所	Web会議（アマブラリ3階 活動支援室2）
出席委員	伊藤会長、山本副会長、赤井委員、今村委員、川野委員、北川委員、竹田委員、中桐委員、濱崎委員、松本委員、宮川委員、両角委員、守永委員、李委員、井狩委員、北林委員、安井委員、向山委員、小山委員、前田委員、荒川委員
議題	(1) 青少年協議会について (2) 会長等の選出について (3) 部会の人選について (4) 部会の報告について (5) 子ども・若者応援基金活用事業の状況について (6) その他
資料	・資料1 青少年協議会（全体会・部会）の所掌事項について ・資料1-1 尼崎市青少年協議会条例 ・資料2 令和6年度 子ども・若者応援補助金に係る応募・採択の状況 ・資料2-1 令和6年度 子ども・若者応援補助金 採択事業の概要（実績） ・資料2-2 令和7年度 子ども・若者応援補助金に係る応募・採択の状況 ・資料2-3 令和7年度 子ども・若者応援補助金 採択事業の概要（概算） ・資料3 令和6年度 子どもの居場所づくり等推進事業補助金（実績） ・資料3-1 令和7年度 子どもの居場所づくり等推進事業補助金（令和7年9月時点） ・資料4 令和7年度 コドモワカモノボイスアクション事業について

1 開 会

事務局

本日、会長が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます。

- 会議成立の確認、配付資料の確認、傍聴報告、委員自己紹介

2 協議事項等

(1) 青少年協議会について

- 資料1に基づき、事務局から説明

(2) 会長等の選出について

事務局

会長の選出につきましては、尼崎市青少年協議会条例第6条の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっております。どなたかご意見はございませんか。

委員

前回も会長を務められて円滑な議事運営をはじめ、皆様からの意見の取りまとめをしてい

ただいた、甲南女子大学の伊藤委員に引き続きお願いしてはどうかと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

事務局

ただいま委員から、伊藤委員を会長にとのご推薦がございました。
皆様、いかがでしょうか。

<異議等なし>

事務局

それでは、甲南女子大学の伊藤委員に会長をお願いしたいと思います。それでは、伊藤会長から、就任にあたってのお言葉を頂戴できますでしょうか。

会長

ご推薦いただき、ありがとうございます。もう1期、微力ながら務めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

先ほど説明があったように、全体会だけでなく、令和2年及び令和5年に新たに2つの部会が設置され、尼崎市の青少年支援や施策が着実に充実してきていると実感しております。

今後も、皆様にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

伊藤会長におかれましては、このあとの副会長の選出より議事を進行いただければと思います。

会長

それでは、次第に沿って本日の会議を進めてまいります。まず、副会長の選出ですが、尼崎市青少年協議会条例第6条に、「副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する」とあります。

私としては、山本委員に副会長をお願いしたいと考えております。

山本委員は、家庭裁判所の調査官として青少年の非行の問題に、長い間向き合っており、ユースワークの分野にも深い見識をお持ちで、確かなお力を発揮していただけると確信しております。

以上のような理由から、山本委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

<異議等なし>

会長

それでは、山本委員に副会長をお願いしたいと思います。

(3) 部会の人選について

会長

それでは、部会の人選について、事務局から説明をお願いします。

- 子ども・若者応援補助金審査部会について事務局から説明

会長

子ども・若者応援補助金審査部会については、既に部会の枠組みが前協議会から引き継がれており、部会員の人選が今回必要であるとの説明でした。

いくつか条件があり、プレゼン審査に直接参加できること、また申請者と利益相反の関係にあたらないことが望ましいといった要望がございました。

そこで、私としましては、川野委員に部会長をお願いしたいと考えております。また、竹田委員を副部会長とし、3人の市民委員を部会員として、計5名で構成していただきたいと思います。

以上のとおりご指名させていただきましたが、各委員の皆様、お引き受けいただけますでしょうか。

<異議等なし>

会長

それでは今、お呼びした方々に、子ども・若者応援補助金審査部会の部会員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。次に、ユースワーク推進部会について、事務局から説明をお願いします。

● ユースワーク推進部会について事務局から説明

会長

ユースワーク推進部会についても、既に前協議会から部会の枠組みが引き継がれており、今回、部会員の人選が必要であるとの説明がありました。

先ほど説明があったように、ユース交流センターの開設に伴い、その取組や、尼崎市が重視しているユースワーク（青少年支援）の進捗状況を評価し、今後の施策にどのように反映していくかを協議するために設置されている部会であります。

私としましては、これまでユースワーク推進部会で熱心にご議論いただいた両角部会長を含め、6名の委員に引き続き本部会の委員をお願いしたいと考えております。

今、ご指名させていただいた委員の皆様、お引き受けいただけますでしょうか。

<異議等なし>

会長

それでは今、お呼びした6名の方々に、ユースワーク推進部会員をお願いしたいと思います。

(4) 部会の報告について

会長

それでは、子ども・若者応援補助金審査部会からの報告をお願いいたします。

● 令和6・7年度 子ども・若者応援補助金の応募・採択状況について 資料2～2-3に基づき、部会長より報告

会長

ただいまの報告について、何かご質問等があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

子ども・若者応援補助金のユース活動支援コースについては、若者自身が計画して活動を進めることを応援するものであり、部会長からの報告にもあった通り、丁寧に育てる視点で、不採択の場合にはその理由を示し、報告会ではより良い活動につながる助言が行われていると理解しています。

ここで、私から疑問点を含めてお尋ねしたいのですが、子ども・若者育成支援コースは大人の支援による申請が中心であると思われます。令和6年に比べ、令和7年はこども食堂が3件増加しており、継続3件を含めると、16件中6件がこども食堂事業に該当すると考えられます。

なお、子どもの居場所づくり推進事業補助金については、市で特定の目的に応じて割り振られており、主にこども食堂や子どもの居場所事業を助成していると承知しております。

子どもの健全育成の観点から、こども食堂はどちらかというと福祉的な支援の性格が強いと考えられますが、この点について、各補助金の役割分担や棲み分けの考え方についてお伺いしたいと思います。

事務局

ご指摘の件につきまして、まず「子どもの居場所づくり推進事業補助金」についてご説明いたします。

本補助金は、子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所を運営される方への支援を目的としており、令和5年度から開始されました。子どもの居場所を増やす観点から、補助金の上限は1団体あたり最大10万円で、1回あたり2,000円を基準として、50回の活動を行った場合に最大額が交付される仕組みになっております。このように、補助金によって活動回数を増やし、子どもたちの居場所の充実につなげることを目的としております。

一方で、「子ども・若者応援補助金」については、子ども・若者育成支援コースが対象で、子ども食堂に限らず、幅広く子ども・若者育成支援に取り組む団体を支援する補助金です。そのため、子ども食堂の取り組みも対象に含まれますが、趣旨としては若者の育成支援活動全般を応援することを目的としております。

したがって、両補助金の棲み分けについては、子ども食堂等の活動回数の増加を目的とするものが「子どもの居場所づくり推進事業補助金」であり、幅広い子ども・若者育成支援活動を応援するものが「子ども・若者応援補助金」であることをご理解いただければと考えております。

委員

推進事業の補助金については、既存の子ども食堂の実施回数を増やす趣旨は理解しました。

ただし、子ども・若者応援補助金の趣旨に関しては、子ども食堂を毎年実施すれば形式的には子どもたちの居場所となるものの、基金の本質である「子ども・若者の育成」という観点からすると、子ども食堂の位置付けには違和感があります。

私が把握している範囲では、福祉的施策の範囲で子ども食堂を運営している団体もあり、本当に子ども・若者が居場所や仲間づくりを実現できているのかについて疑問があります。子ども・若者応援補助金の趣旨としては理解できるものの、基金の本来の目的とどの程度一致しているのか明確ではありません。

今年の報告会についても、時間があれば参加したいと考えていますが、部会の委員の皆様が審査にあたり、「福祉的な部分ではない」と判断して採択している事例があれば、その点についてご説明いただきたいと思います。

会長

委員の先生方に、ご意見やご質問があればお答えいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員

お伺いしたいのですが、先ほどお話にあった「福祉的な視点」とは、どのようなポイントであり、どのような定義で考えておられるのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

委員

まず、青少年協議会の趣旨の中には、健全育成と福祉的施策という二つの柱があると考えています。

健全育成とは、子どもたちが勉強や友達との交流などを通して、将来的に社会に貢献できる人間として育つことを指します。一方、福祉的施策とは、子どもたちが成長する過程で困難を抱える場合に、支援やサポートが必要な領域を指します。両者は補完関係にあり、どちらか一方が欠けると子どもたちの健全な育成は進まないと理解しています。

先ほど申し上げた福祉的施策とは、困難や障害を抱える子どもたちを支えることを指しており、これは社会全体として支えていくべき領域だと考えています。

一方で、育成の部分、すなわち社会的・学習的な育成も含めて、子どもたちを育てていくことが重要であり、私はこの二つを両輪として考えています。その中で、先ほど触れた子ども食堂の実施回数を増やすことは、福祉的施策として適切だと思います。

これに対して、子ども・若者応援補助金は、スタート時点から、子どもたちが直接的に学び、育つことを主な目的としていると私は解釈しています。ここで問題となるのは、先ほどの福祉的施策を支援する補助金との棲み分けです。特に象徴的な例として、子ども食堂がありますが、これは資金的に福祉的施策としての性格が強く見えるため、応援補助金の趣旨との違いが分かりにくい状況です。

もし、子ども食堂が子どもたちの学習の場や友達との交流の場として位置付けられているのであれば議論の必要はありませんが、現状ではその違いが明確に見えないため、確認させていただきたいと思います。

委員

尼崎市としては、子ども食堂を福祉施策として展開している、という理解で間違いはないのでしょうか。

事務局

子ども食堂は、民間の方々の思いでスタートした事業であり、子どもに食事を提供したいという思いから始められているかもしれません。しかし、多くの方は貧困対策という福祉的な面だけでなく、誰でも来られる居場所として子どもや若者の関係づくりや学習支援を行うという観点も持っておられます。

したがって、尼崎市としての支援も、福祉的観点のみで行うものではなく、子どもや若者の健全な育成や交流の場づくりという広い意味での支援が含まれております。

委員

委員のお考えと尼崎市の方向性を踏まえつつ、子ども・若者応援補助金の審査に当たる必要があると感じています。一委員としては、子ども食堂が福祉か教育かという二分法で考えるべきではなく、子どもの健全な育ちの土台として、生活上の困難を補う福祉的支援は不可欠だと考えています。

その上で、子ども食堂の場には、福祉的支援を必要とする子どもも、現時点では支援を必要としない子どもも来ることがあり、両者が同じ場で関わるのが健全育成の場として重要

です。この場で必要な支援が適切に施されるよう、福祉と連携しながら支える仕組みが必要だと考えています。

また、子ども・若者育成支援コースの子ども食堂では、子どもたちが主体的に学び、育つ場として提供されることが重要であり、自立した市民として育つことや、子どもの権利として今を生きることを保障する場として、大人が取り組むべきであると考えています。

こうした視点で審査やコメントを行っていきたいと考えています。

委員

私の経験から申し上げますと、幼い頃、母が5年間入院していたことがありました。親戚に頼れる人も少なく、遠くから来てくれた高齢の祖母と過ごしていました。

この経験から、子どもの居場所や福祉を大人のカテゴリーで分けるよりも、まず「困っている子どもたちがどこに行けば安心できるか」という視点が重要だと思います。そこには、人の温かさを感じられる場や、食事があることが不可欠です。

子どもや若者が生きる上で最も大事なものは、まず食べること。そして人との出会いや温かみを感じられる場所だと思います。ですので、子ども食堂が福祉かどうかという厳密な区分よりも、主体となる子どもや若者にとって「良い場所」であることが大切だと思います。

委員

先ほどの話の中で、福祉的な施策として市が別途補助金で子ども食堂を応援することは、必要なことだと思います。

ただし、子ども・若者応援補助金の中で「食事を提供して終わり」というのが本来の趣旨なのか、という点で棲み分けが必要です。実際に居場所としての機能が果たされているのか、また、そこで子どもたちが育つという要素が本補助金の子ども食堂に含まれているのかを確認したいと思います。

つまり、福祉的な必要性を支える部分と、本補助金で掲げる健全育成の部分、それぞれの棲み分けを明確にすることが必要です。逆に、本補助金の子ども食堂として実施する場合、「食事を提供して終わり」ではなく、育成や居場所としての機能が伴うことが本来の目的だと思います。

私からの質問と意見は以上です。

会長

私自身もこれまで審査に関わってきましたが、申請の中で「食事を提供して終わり」という団体は一つもなかったはずです。

申請団体は皆、交流を通して子どもたちが育つことを意識して活動していたと記憶しています。

ただし、今後も単に食事を配るだけで終わるような団体が補助金を受けることがないように、留意する必要があると思います。貴重なご指摘、ありがとうございます。

(5) 子ども・若者応援基金活用事業の状況について

会長

それでは、子ども・若者応援基金活用事業の状況について、事務局から説明をお願いします。

- 令和6・7年度 子どもの居場所づくり等推進事業補助金について
資料3・3-1に基づき、事務局より説明

- 令和7年度コドモワカモノボイスアクション事業について

資料4に基づき、事務局より説明

会長

ただいま、子どもの居場所づくり等推進事業補助金及びコドモワカモノボイスアクション事業の2項目について事務局より説明がありました。これについてご質問等があればお願いします。

委員

先ほどの子どもの居場所というところで、質問を一つさせていただきたいと思います。

この審議会で所管しているユース交流センターの1階には「秘密基地」という、子どもたちが自由に使える部屋がありました。子どもたちはこの部屋を使っておりましたが、現在は閉鎖されています。

閉鎖の理由としては、片付けをしない、黒板に落書きをしたままにする、約束を守らないといったことが挙げられており、部屋にはネットが張られ、使えなくなっています。私も時々様子を見に行くことがありますが、主に小学生が遊び場として利用していました。

この秘密基地が閉鎖された件について、ユース交流センターの運営者に伺ったところ、委託管轄ではないことがわかりました。

また、居場所づくりやボイスアクションの取り組みの中では、中高生に焦点が当たることが多く、小学生が対象から抜けていることが気になります。小学生は中高生のように意見を出すことが少なく、特に低学年や中学年の子どものは、ルールを紙に書いて貼っても覚えられません。そうした子どもたちには、大人と一緒にあって寄り添い、育てる必要があります。

そこで、居場所づくりに関して2点、意見と質問を申し上げます。

1点目は、秘密基地が閉鎖された経緯と、ボイスアクションにおいて職員を含め子どもの意見を聞く取り組みが、現実には十分行われていないことです。この点について、事務局として今後どのように対応していくのか、お伺いしたいです。

2点目は、ボイスアクションでは中高生に焦点が当たり、小学生が置き去りにされている点です。小学生の意見を引き出すには寄り添いが必要であり、中高生だけにスポットを当てることは問題ではないかと考えます。この2点について、今後どのように考えていらっしゃるのか、ご説明いただきたいです。

事務局

ユース交流センター1階の「秘密基地」というスペースについては、ご指摘の通り、ユース交流センターではなく、総合政策局の生涯、学習！推進課が所管しております。

同課では、みんなの尼崎大学の紹介など学びの場としての事業を行っております。そのため、私どもが把握している限りでは、子どもたちが窓から室内に入るなど危険な行為が続いたため、一時的に閉鎖していると聞いております。完全に閉鎖されたわけではなく、今後、状況に応じて再開も検討されるものと考えております。

また、ユース交流センター内で遊ぶ子どもたちに対しては、職員も安全面に配慮しての声かけや、張り紙で注意喚起を行うなどの働きかけを行っております。敷地全体としても、子どもたちが安全に過ごせるよう配慮は行っております。

ユース交流センターでは、小学生の利用も軽視しておりません。委員のご指摘も重く受け止めておりますが、実際、利用者のうち小学生は約2割で、中学生・高校生がそれぞれ3割、その他の方が2割となっております。小学生も宿題を広げて勉強したり、友達と話したり、職員とおしゃべりをしたりと、それぞれの形で過ごしています。校区の関係で遠方からの利用が難しい場合もありますが、可能な範囲で小学生への取り組みも行っております。

さらに、ボイスアクションの取り組みについても、小学生は対象に含まれております。保育所や幼稚園など、声の届きにくい小さな子どもたちの意見も広く聞く必要があると考えております。中学生・高校生に焦点が当たっているように見える部分もありますが、小学生の

声も丁寧に取り入れながら取り組んでまいります。各地域課とも連携して、サテライト事業などを通じて小学生を含むさまざまな年齢層の子どもたちの意見を反映していきたいと考えております。

委員のお言葉を重く受け止めたうえで、こうした取り組みを丁寧に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員

ユース交流センターについては、サテライト事業を通じて各地域課と連携し、市内全域で子どもたちに関わる取り組みを進めていることは承知しております。

ただ、先ほどのご説明で、生涯、学習！推進課の所管であるということは理解しましたが、ボイスアクションの中で学ぶべき点として、課を超えて「自分の課の所管ではないから関与しない」という認識ではなく、全課で連携し子どもたちを育てるという仕組みにしていきたいということが1つ目の要望です。

2つ目として、小学生や幼児については、寄り添って話を聞かない限り意見が出てこない存在であるという点を十分に考慮したうえで、今後の施策を検討していただきたいという点です。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

委員

私も、小学生や幼児については今後対象にしていくのかなとは思っておりましたが、範疇で考えていただけるというお声を聞けてよかったです。

もう一つ気になったのが、教職員の方々を研修の対象にしているのかどうかという点です。これも合わせて関心がありました。

これまでの報告の中で、学校の中では、社会教育の立場で子どもの権利や意見の大切さを学び、エンパワーメントされる場面はあったものの、日常生活に戻ると、特に学校の中ではまだそうした価値観が十分に根付いていないことがあります。そのため、学んだことを活かせず、結果的に意味がなかったと感じる、諦めのような事例も聞いたことがあります。

そのため、学校の中で子どもの声をきちんと聞き、尊重する文化をつくるのが、教育の一環として必要なのではないかと考えております。

委員

私も、同じような考えです。次年度の取り組みとして、中学校・高等学校だけでなく小学校との連携もこれから必要になってくると思います。

現場の声として、尼崎市自体が子ども・若者に対してどのような施策を行っているのかを、学校の先生方に理解していただきたいと考えます。校長先生や教頭先生だけでなく、市内の教職員の皆さんが、尼崎市の子ども・若者政策を理解した上で、「今後いろいろな方面からアクションがあります」「こういう取り組みをつなげようとしています」といったことを把握してもらえると非常にありがたいです。

そのため、こちらからアクションを行う際には、学校側がわかりやすく、受け取りやすいように連携していく取り組みを進めていただきたいと思います。

事務局

委員のご質問に関連して、教職員向けの研修についてご説明いたします。

今年度も、教職員向けの研修を実施しております。

夏休み期間中に受けられる研修の一つとしてご提供しており、教育委員会の研修所管課と調整の上、子どもたちの権利やボイスアクションに触れる内容を組み込んでおります。

来年度以降についても、できるだけ多くの先生方に子どもたちの権利や意見を尊重する考

え方を伝えられるよう取り組んでまいります。

また、授業内での実施は時間の制約もあり難しい場合がありますが、学校現場で子どもたちの意見を聞く取り組みを行っていただけるよう、こども家庭庁の考え方や関連法令も含めて案内し、認識を深めていただくことを目指しております。

以上でございます。

(6)そ の 他

●事務局から事務連絡等

3 閉 会

会長

それでは、本日の協議内容はこれで終了となります。委員の皆様には有益なご意見をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、本日の協議会を終了します。

以 上